

【重要】併給調整について（高等教育の修学支援新制度と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合）

「高等教育の修学支援新制度」と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、高等教育の修学支援新制度の支援区分に応じて第一種貸与奨学金の月額が、減額(0円含む)または増額となります《併給調整》。日本学生支援機構にて精算処理ができない場合は、返金手続きを行っていただきます。

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

①多子世帯支援拡充の対象者でない場合

「高等教育の修学支援新制度」 支援区分		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分		0円	0円
第Ⅱ区分		0円	0円
第Ⅲ区分		21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
第Ⅳ区分	多子世帯	0円	0円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、カッコ内の金額となります。

②多子世帯支援拡充の対象者である場合

「高等教育の修学支援新制度」 支援区分		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分(多子世帯)		0円	0円
第Ⅱ区分(多子世帯)		0円	0円
第Ⅲ区分(多子世帯)		0円	0円
第Ⅳ区分(多子世帯)		0円	0円
多子世帯※		0円	5,600円

※多子世帯に該当する者は、給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の支援により、利用可能額が調整されます。所得にかかわらず、資産額が5,000万円以上3億円未満であることにより授業料等減免のみの支援となる者も同額となります。

問合せ先 質問・相談は学生本人が行ってください。

東松山学生支援課（東松山キャンパス所属学生）： 電話 0493-31-1509

学生支援課（板橋キャンパス所属学生）： 電話 03-5399-7317 ※いずれも平日9:00～11:20 /12:20～17:00

マイナンバー提出書類に関するお問合せは、マイナンバー専用コールセンターへお問い合わせください。

電話 0570-001-320 ※平日9:00～18:00